⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑾　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑿　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tetsuo Fukunaga, President, National Institute of Fitness and Sports in Kanoya
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Offices for Sports Performance, National Institute of Fitness and Sports in Kanoya
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 PM, 24 January, 2014
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 5 : 00 PM, 27 February, 2014 (tenders submitted by mail : 5 : 00 PM, 27 February, 2014)
⑹　Contact point for tender documentation : Facilities Division, National Institute of Fitness and Sports in Kanoya, 1 Siromizu-cho Kanoya-shi, Japan 〒891―2393 TEL 0994―46―4852

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年１月９日
東京地下鉄株式会社
改良建設部長　野焼　計史
◎調達機関番号　414　◎所在地番号　13
○第349号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東西線早稲田駅・神楽坂駅改良に伴う土木・建築工事
⑶　工事場所
・早稲田駅　東京都新宿区早稲田町27番
・神楽坂駅　東京都新宿区神楽坂６丁目36番
⑷　工事内容
・早稲田駅　ホームから地上までのエレベーター整備とそれに伴う接続通路新設、設備棟建物新築（建物等延床面積　約300㎡）。券売機室新設、多機能トイレ新設の土木・建築工事及び駅全体の冷房設備整備に伴う建築工事。
・神楽坂駅　西船橋方ホームから地上までのエレベーター整備とそれに伴う接続通路新設の土木・建築工事及び出入口合築ビル（鉄骨造・一部鉄筋コンクリート造、地下３階・地上３階、延床面積　約1,000㎡）の新築工事。中野方多機能トイレ新設及び広間、一般トイレ等の建築工事。
⑸　工期　契約締結の日から40か月間
⑹　使用する主な資機材
・早稲田駅　土木工事　鉄筋コンクリート　約60㎥、建築工事　鉄筋　約90ｔ　コンクリート　約510㎥
・神楽坂駅　土木工事　鉄筋コンクリート　約520㎥、建築工事　鉄骨　約60ｔ　鉄筋　約45ｔ　コンクリート　約350㎥
⑺　この工事は、契約締結後に施工方法等についてＶＥ提案を受け付ける契約後ＶＥ実施対応工事である。
⑻　この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、３⑶の手続きにより契約責任者による当該工事に係る競争参加資格の確認を受けた者（以下「有資格者」という。）による単体とする。
⑴　当該契約を締結する能力を有しない者でないこと。
⑵　破産者で復権を得ない者でないこと。
⑶　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可その他法令の規定により営業に関し資格を必要とする業種について、その資格を有しない者でないこと。
⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者及び再生手続開始の決定を受けた者を除く。）若しくは手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
⑸　次に掲げる事実のいずれかに該当しない者で、その事実があった後３年を経過していない者でないこと。
ア　契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は資機材の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたこと。
イ　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したこと。
ウ　他者の競争の参加又は契約の締結若しくは履行を妨げたこと。
エ　正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと。
オ　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げたこと。
カ　契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故を起こし、その他信義誠実に欠ける行為をしたこと。
キ　正当な理由がなくて、契約に関し、東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。）との間において現に係争中であること。
ク　契約に関し、現に履行遅滞となっていること。
ケ　契約の履行成績又はアフターサービスが著しく不良であったこと。
コ　申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったこと、その他会社に提出した書類に虚偽の記載をしたこと。
サ　アからキまでのいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。
⑹　暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であること、又はそれらの者との関与があると認められる者でないこと。
⑺　会社が定める取引先資格審査規則により、資格を有すると認められたものであること。なお、競争参加資格を得ようとする者は、３⑴に示す場所に申請すること。
⑻　⑺の同等の資格を有することが確認された者については、建設業法第27条の29第１項の請求による総合評定値通知における、直近の土木一式及び建築一式の総合評定値が1,200点以上であること。
⑼　平成16年１月以降に元請（単体又は共同企業体の代表者）としてア及びイの施工実績（公告時点で完成したものを含む。）を有すること。ただし、外国での都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事のうち、鉄筋コンクリート構造物の解体を実施した工事及び都市鉄道地下駅の建築工事の実績については、日本国内での都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事のうち、鉄筋コンクリート構造物の解体を実施した工事及び都市鉄道地下駅の建築工事における安全対策と同等の対策を必要とした工事と当社が認めたものに限る。
ア　都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事のうち、鉄筋コンクリート構造物の解体を実施した工事。
イ　都市鉄道地下駅の建築工事。
⑽　次に掲げる基準を満たす土木工事及び建築工事の監理技術者及び施工責任者を当該工事に専任で配置できること。
ア　土木工事の監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又は技術士法による建設部門の技術士の資格を有する者であること。
イ　建築工事の監理技術者にあっては、１級建築施工管理技士又は１級建築士の資格を有する者であること。
ウ　土木工事の監理技術者にあっては、⑼アに掲げる土木工事の経験を有する者であること。